

## 鳥獣保護管理法第38条に関する検討会（第1回）

### 議事概要

日時：令和6年5月9日（木）13：00～16：00

場所：環境省第2・3会議室（合同庁舎5号館19階）

### ■ 検討委員（五十音順・敬称略）

伊吾田 宏正	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類	准教授
宇野 壮春	合同会社東北野生動物保護管理センター	代表社員
遠藤 聡太	早稲田大学法学学術院	准教授
佐藤 寿男	一般社団法人秋田県猟友会	会長(代表理事)
武田 忠義	北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室	主幹
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所	教授

### ■ 関係機関

渡辺 和巳	警察庁生活安全局保安課	理事官
-------	-------------	-----

### ■ 発表者

近藤 麻実	秋田県生活環境部自然保護課	主査
清尾 崇	札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課	熊対策調整担当係長

### ■ 環境省（事務局）

白石 隆夫	自然環境局長	
堀上 勝	大臣官房審議官	
中澤 圭一	自然環境局野生生物課	課長
宇賀神 知則	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長
村上 靖典	〃	室長補佐（総括）
高瀬 裕貴	〃	室長補佐
根上 泰子	〃	室長補佐
治 健太	〃	室長補佐

## ■ 議事

### (1) 検討会の設置について

- ・ 背景及び趣旨
- ・ 検討会設置要綱
- ・ 検討スケジュール

### (2) 現状について

#### ① 関係法令

#### ② 対応事例

### (3) 論点について

#### ① 想定される論点・ポイント

#### ② 委員からの論点に対する発表

### (4) その他

## ■ 配付資料

### 出席者名簿

- 資料 1 ① 検討会の設置の背景及び趣旨について
- 資料 1 ② 鳥獣保護管理法第38条に関する検討会設置要綱（案）
- 資料 2 参照条文
- 資料 3 ① 秋田県発表資料
- 資料 3 ② 札幌市発表資料
- 資料 4 想定される論点及びポイント
- 資料 5 佐藤委員発言要旨
- 参考資料 1 ① 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント
- 参考資料 1 ② クマ類による被害防止に向けた対策方針（抜粋）
- 参考資料 2 捕獲方法の概要
- 参考資料 3 鳥獣被害対策総合補償制度（概要）

## ■議事概要

### 【議事（1）検討会の設置について】

#### 環境省より資料1①及び資料1②について説明

※資料1①のクマ類による人身被害の件数について、最新の情報となるよう、218人から219人に訂正。

（委員一同）

- 検討会の設置について、承認。
- 要綱の2の（2）に基づき、伊吾田委員が座長となることについて、承認。

### 【議事（2）現状について①関係法令】

#### 環境省及び警察庁より資料2について説明

（警察庁）

- 実際には、警察官が直近にいない状態でクマと遭遇するといった場合や、クマが木に登って下りてこないといった膠着した状況においては、急を要するか判断が難しい場合もある。そういった場合では、警職法の適用は困難であり、そうした中でも、きちんと対処すべきときにはできるようにしなければ、現場の方々が危険にさらされると思う。
- 現場の警察官は、いろいろ訓練等にも参加しているものの、クマの対処に精通しているとは限らず、そもそも専門的な知識、経験については、ハンターに及ばない。法律的には、ここでは命令という行為になるが、実際には多少経験のある警察官でも、クマへの対処に精通しているハンターと連携・相談して判断している。
- 違法性阻却をせざるを得ないので、警察としても協力しているが、実際にハンターの間からは、警察官の判断が遅いといった声も聞かれている。
- 鳥獣保護管理法の違法性阻却として警職法に頼る限りは、ハンターが市町村や地域の住民の方々の要請によって出動したにもかかわらず、本当に緊急の場合にならないと撃てず、しかも己の判断のみでは撃てない。こうしたことはハンターにとっても、現場に出動している警察官にとっても非常に危険だと考えており、警察庁としても、ぜひとも是正してほしい。そのためにも、やはり住居集合地域等に出没したクマの対処のためには、ハンターの判断で発射ができるという範囲を拡大していただくのがいいというふうに考えており、警察の現場からもそのように聞いている。

### 【議事（2）現状について②対応事例：秋田県】

#### 発表者の秋田県近藤氏より資料3①について説明

（秋田県近藤氏）

- ツキノワグマはヒグマと比較して体が小さく、室外機の陰や小屋の隙間などに簡単に隠れる。また、これまでの現場対応において何度もクマを見失っている。クマを見失っている状況、い

つどこで現れるか分からない状況の危険性を強く認識していただきたい。

- 発砲ありきではなくとも、麻醉銃を含め、銃器の使用は非常に重要な選択肢である。秋田県では、令和5年の大量出沒で、迅速に事態を収束させられなかった事例が複数あった。秋田県では出沒対応の想定訓練を、市町村や実施隊、警察と令和2年度から重ねてきており、関係機関の連携、現場での連絡体制などスムーズにできるようになってきている。しかし、訓練では解決できない法律の規定により、依然として対応が困難な場合がある。
- この検討会を通じて、現場対応がやりやすく、より安全になることを望んでいる。

(武田委員)

- 秋田県では県庁に麻醉銃を置いているのか。

(秋田県近藤氏)

- 事例3で使ったのは吹き矢だが秋田県庁の自然保護課に麻醉銃も配備をしている。

(伊吾田座長)

- 建物に入ったクマを入り口にはこわなを置いて捕獲していた点について、はこわなの上から飛び出す、わなを飛び越えて逃げるという可能性も、クマの場合、あり得るのか。

(秋田県近藤氏)

- 状況によってはあり得る。ただ、今回の事例の場合は、蓋を開けていたため、はこわな本体と蓋の部分でちょうどまく入り口の高さを確保していたので、上に隙間はないような状態で入った。

#### 発表者の札幌市清尾氏より資料3②について説明

(札幌市清尾氏)

- 今回の二つの事例、警察官職務執行法が適用された場合と、そうでない場合で、鳥獣保護管理法と警察官職務執行法がそれぞれ適用となる場合の整理が必要。警察官職務執行法と鳥獣保護管理法は現状の取扱いにギャップがあり、組み合わせて対応する必要がある。
- 鳥獣保護管理法については、主な許可権者である都道府県と、その許可を受けてハンターに命令を出す市町村、双方が運用しやすい仕組みづくりが必要。例えば、ガイドラインの策定や、ハンターに責任が及ばないような仕組みづくり等が必要。
- さらに、今回の紹介した事例では、二つとも市街地を動き回っている個体だったが、そうでないはこわなにかかった個体やとどまっているような個体については対応がまた異なるため、それぞれの対応について整理が必要。
- 資料には書いていないが事例の①も②も、市役所、ハンターのほかに、警察の方もすぐに現地に臨場していただいて、臨機応変に対応していただいた。鳥獣保護管理法であっても、警察官職務執行法であっても、警察の方の理解と協力は欠かせず、連携は今後とも必要。

(横山委員)

- こういったヒグマが出没すると、非常に多くの人員を割いて、現場に駆けつけ、非常に緊迫した状況で、かなり職員や対応者の方々の心的な負担も多い状況かと思う。時々、年に何回か起こる事案ということであれば、対応できる状況かと思うが、近年、非常に頻繁に出没する状況。対応のキャパシティは、もう相当キャパがない状態で対応されているのか、その辺りは随時、人員配置等されている状況なのか、現状をお聞かせいただきたい。

(札幌市清尾氏)

- 現状、昨年は227件の出没と紹介したが、ピーク的时候は、6月で61件の出没があった。市街地の出没も、10件程度あったかと思う。この中には実際にハンターに出動していただいた事例もある。ハンターも市も24時間体制で連絡を取れる体制をとっているため、人員については交代でやっているとはいえ、やはり出没のピーク的时候は負荷がかかっている、市街地出没が特に多くなってくると、それだけ、ハンターにも自治体職員にも負荷がかかってくる。

(横山委員)

- 法律を整えていくということも重要だが、かなり事案が増えている現状、どう対応しているかという点も気になっている。

【議事（3）（3）論点について①想定される論点・ポイント】

環境省より資料4について説明

武田委員よりコメント

(武田委員)

- 全体について、この会議の目的であるように、市街地へのヒグマ対策、市街地に出没するヒグマ対策というのが北海道でも大きな課題となっている。この状況に対応するために、一定の安全を満した条件下で、銃器の使用を認める制度の検討を緊急に行うべき。
- 状況番号Ⅱについて、これは主に建物内での対応について、跳弾や物的損傷の危険性を十分勘案した上で、建物内での銃器の使用を認める検討を行うべき。これは北海道は実はあまり事例がなく、経験は少ないが、今後起こり得ることとして、準備が必要。
- 状況番号Ⅱの中でも、麻醉銃は貫通力や到達距離の短さといったことが、建物内の場合にかえって利点となるため、積極的に検討すべき。建物内での麻醉銃は、照明など安全対策を考慮できれば、夜間に使用する状況も考えるべき。麻醉銃はなかなか所持と配置を市町村ごとに行うのは難しく、その問題にも対応する必要がある。
- 状況番号Ⅱ及びⅢについて、建物内のみではなく、住居集合地域やその隣接地域ではこわなを使用した場合の安全な止めさしの在り方についても、新たな手法も含めて検討する必要がある。
- 論点番号①の中の「合意形成」について、どのような合意形成を図るべきかという具体的

なものが示されていないが、幾つかの市町村に意見を聞いたところ、地域の合意を得るといのは、様々な考えがある中で、なかなか簡単ではないという意見があった。当事者となる市町村に、具体例を示して意見を聞くなどして、それが可能なものとなるかどうか、慎重に検討すべき。

- 論点番号①の中の「地域住民の避難等」については秋田県、札幌市の事例報告の中でもあったとおり、住居集合地域等での銃猟は、地域住民の避難、それから通行規制や道路の封鎖などがどうしても必要となるが、これを市町村で行うことは困難であり、警察との連携が必要。鳥獣保護管理法で対処する場合であっても、警察との連携をどのように確実なものにするか、検討すべき。
- 論点番号①の中の「矢先の安全確保」、「発砲可能な条件」について。これも既に指摘があったが、明確な基準がないために、市町村も現場に臨場する捕獲従事者も、現場での適法性の判断が困難であり、また、それが迅速な対応を妨げている。また、適法性を現場で判断しなければならないということが、市町村やハンターの大きな負担となっている。そのため、銃猟が可能な条件を具体的に示していくことが非常に重要になってくる。ここで示した条件を住居集合地域等での捕獲許可の基準とするなど、法令化をすることによって、現場での判断の明確化を図り、確実な対応に資することが必要。
- 論点番号②の「役割分担」について。鳥獣保護管理法上、許可事務は確かに自治事務となっているが、鳥獣保護管理法の構成上、責務規定が明確でないため、関係者の役割分担を明確化するに当たっては、改めて法令上の考え方の整理が必要。特に市町村や捕獲従事者に新たな法的義務を課す場合には、理解が得られるものとなるよう、慎重な検討が必要。
- さきに述べたと同様な理由で、住居集合地域等での銃猟には、鳥獣保護管理法による捕獲と警職法第4条の執行による捕獲の双方を常に念頭に置く必要があるので、そのためにも警察官の臨場が欠かせない、そのような体制が必要。
- 論点番号②の中の「指揮を行う主体」について、これも既に述べてきたように、常に適切な判断を行えるよう判断基準をマニュアル化するとともに、それが生かされるように、市町村職員等に対して所定の研修を実施して、指揮主体としての能力を向上させる必要がある。そして、警察官の協力が欠かせないことから、共同して対応に当たれる、指揮を行う主体としても共同して対応できるような仕組みが必要。これについては、秋田県さんが始められた警察との共同の訓練を北海道でも各地で行っている。警察が主体となった訓練も多く実施されており、こういう訓練の積み重ねの中で、共通した認識を持つということも重要である。
- 論点番号③の「責任の所在」と「損失の補償」については、市町村等に新たな責務規定を課す場合には、それが理解を得られるよう、慎重な検討が必要。
- 論点番号④番の「地方公共団体への技術的な助言」について、住居集合地域等での安全な発砲を行うためには、鳥獣保護管理法の改正のみならず、警職法、それから銃刀法と道交

法も関係する。銃刀法第3条の13の発射の禁止や道交法第76条の禁止行為として道路上での発砲が禁止されている。これも併せた正しい理解と運用が必要であり、こうした関係法令の考え方をまとめたマニュアルのようなものを環境省、それから警察庁、連名で作成して示されると、地域での現場対応に非常に役立つ。

佐藤委員より資料5に沿ってコメント

(佐藤委員)

- 武田委員が言われたとおり、いろいろな法律が複雑に絡む。当分、まず一気に片づけるということはなかなか難しいと思うが、今の論点についての意見を資料5で示している。

(武田委員)

- 北海道では、狩猟免許を取得する若い方が多くなってきて、その中には、ヒグマに興味を持っている方も少なからずいる。ただ、興味を持っているからといって、すぐヒグマが撃てるようになるわけでは当然ないので、その人たちをどう今後引き上げていくかというのも課題になっている。

(佐藤委員)

- 秋田県猟友会では新規の会員と古い会員が一緒になって有害鳥獣駆除を行ったり、警察・市役所と合同で訓練を行ったりしている。

(宇野委員)

- クマ類への対応を、会員の無償提供で全部やっているという部分が一つの問題。もし、これが有償になってくれば、また、こういう体制というのは変わってくるものなのか。

(佐藤委員)

- 市町村によって設定がばらばらだが、各市町村で有償になっている。高くしたからといって人が集まるという問題でもないと思う。

(横山委員)

- ベテランハンターになると、西日本ではライフルしか持っていないという方も多いかと思う。兵庫でも、散弾を持っていてもスラッグ弾がないというような事例がある。今、弾が非常に高価になっているが、散弾、スラッグ弾が問題なく準備できているか秋田県と北海道にお聞きしたい。

(佐藤委員)

- 西日本と比べてイノシシとかシカの数が少ないので、秋田県猟友会では比較的ライフルの数が足りない。北海道にシカ撃ちに行く人たちはライフルを持っているが、あとは、ほとんどスラッグのほうが多いという状況。

(武田委員)

- 全ての市町村の状況を把握しているわけではないが、両方持っている方もいて、スラッグしか持っていない人にはこわなに入ったヒグマの止め刺しをさせるというような事例もあるようだ。弾の入手は確かに困難になっているが、これぞというときに使える程度には確保はできていると聞いている。

## 横山委員より情報提供

(横山委員)

- 近年、兵庫県では、年によっては住居集合地への出没が多数発生している。兵庫県の場合は2013年から2021年の人家に侵入した18件のうち、衰弱個体が大半を占めていた。対応が難しい事例を2件、紹介する。
- 1例目は倉庫に侵入した事例である。中山間地域の住居集合地域でクマが倉庫に侵入した。この実際の案件の数日前から、集落の徘徊や住民とのニアミスというものが立て続けに起こり、非常に危険な状態が発生していたが、そのときには防災無線で注意喚起をするしかできない状況だった。クマによる倉庫の侵入が発生した当日、警職法に基づいて発砲が発令され殺処分した。この事例は発砲許可が下りた事例だが、案件によっては発砲許可が下りずに、刃物、吹き矢、といったものでの対応を迫られたことも多数あり、作業者の安全確保が難しい場合がある。クマは衰弱していても動くため、安全性を担保できる場合は、刃物や吹き矢ではなく、麻酔銃の許可なり発砲許可が求められる。
- 2例目は、市街地の建物内でクマがうずくまっており、非常に危険な状態であったものの、クマが暴れておらず、なかなか発砲許可が下りなかったという事例。住民の危険が3日にわたって取り除かれない状況が続いた。
- 住居集合地域におけるクマへの対応の課題として、現場での対応可能な手法が限られている中で、現行の鳥獣保護管理法、警職法のどちらの許可も下りないということに困っている。特に装薬銃が必要な場面と麻酔銃が必要な場面で安全が担保できる状況は異なるが、一律に扱われている。また、対策者が法律違反に問われるおそれがあると対応が困難となる。
- 2つめの課題は、判断にどうしても時間を要するために、現場対応者、それから住民を長時間危険にさらすというような場面が多発している点。時間をかけないようなスキームが必要。発砲命令が出ないために、対策者が接近して対応せざるを得ない場面が生じている。
- 最後にイノシシについても市街地出没が続いている。例えば、河川に侵入したイノシシに対しては、確実に上から打ち落とせるという場面もあるため、速やかな対応ができることが理想と考える。河川のイノシシに関しては、麻酔銃による捕獲を実施して、安全に処分することができている。

(警察庁)

- 警職法は、警察官の職務権限を定めたものであり、銃の発射について許可や禁止を規定し



ているものではない。なお、警職法第4条は、鳥獣保護管理法とは直接関係がなく、例えば、要件さえ満たせば、他の法令で禁止されている行為であっても、警職法による違法性阻却は可能である。

- 危険な状態にならないと発射できないというのは、警職法に違法性阻却を求めるからそうなる。「安全な捕獲」は重要だが、警職法とはそもそも食い合わせが悪い。そのため、鳥獣保護管理法の改正が重要。

(白石自然環境局長)

- 横山委員のお話の中で、発砲許可が出なかったという話は、麻醉銃で対処可能な事案についても許可が出なかったということか。仮にそうだとすると、なぜ、市街地で麻醉銃で対処していいということにならなかったのか。

(横山委員)

- 分からない。許可者の解釈の違いで、ときには問題なく麻醉銃の許可が下りたという事案もあれば、同じ場所で、麻醉銃を住居集合地域で使う場合には、「もうそれ以外の方法がないと証明しなさい」と言われたこともある。

#### 宇野委員より情報提供

(宇野委員)

- フリーレンジでの麻醉銃の使用については、ずっと木にとどまっている状態や、建物に入っている状態しか、撃てないと思う。麻醉銃は「半矢」と言って、半分だけ寝ている状態があるため、市街地で徘徊している個体を麻醉銃で解決できるものは少なく、装薬銃の方が確実に安全と思われる。
- 資料4 状況番号Ⅱのパターンで、建物にクマがたてこもった時には、夜間の麻醉銃の発砲というのは、今後検討してもよい。建物でライトをつければ昼と同じ状態であり、夜間に対応できれば早期の解決を図ることができるため。
- 資料4の論点1及び2について、警察と連携して地域住民の安全確保を行うことは重要。捕獲者も安心して捕獲作業をすることができる。
- 資料4の論点2の現場での指揮については、実際に行政の担当者が取り仕切る際にはハンターに相談して進めることが多いため、ハンターと現場の担当の行政の方がペアとなって、指揮系統を取ると良いと考える。
- 資料4の論点4 技術的な助言については、ヘルメット、盾、クマスプレー、花火など、安全を確保するための知見をマニュアル化して盛り込んでほしい。また、関係者の情報共有には無線機が有効である。
- 報道対応については、担当者を置き、現場でのトラブルを避けるためにリアルタイムの情

報提供は避けつつ、事後の情報をうまく伝えるとよい。

(武田委員)

- 宇野委員が普段、要請を受けて出動する場合は市町村から依頼を受けて、捕獲従事者として出動する形態か。

(宇野委員)

- その通り。

#### 遠藤委員よりコメント

(遠藤委員)

- 今回の問題状況に対して、特に刑法37条の緊急避難の枠組みで対応しようとした場合に、どのような問題点があり得るのかということについてコメントをしたい。刑法37条の緊急避難による対応の問題点に関して、緊急避難の代表的な三つの要件、すなわち「現在の危難」要件、「やむを得ずにした」要件、害の均衡要件、それぞれに分けてコメントしたい。

- まず刑法37条の緊急避難の最初のハードルである「現在の危難」について、判例によると「現在の避難」とは、「法益侵害の危険が切迫したこと」と解されている。伝統的には法益が侵害される可能性（危険性）が認められるだけでは足りず、行為の時点で法益侵害の実現時期が時間的にも迫っているという意味での時間的切迫性が必要と解されてきた。このような伝統的理解に従うと、資料4の1ページに掲げられたような状況については、クマ類によって地域住民や捕獲従業者の生命身体が害されるまで、まだ時間的猶予があるだろうとして、危難が「現在」していないと評価される可能性がある。

これに対しては近時の学説においては、一定の避難を回避する手段を取らない限り、損害を回避できない時点に至っていれば、もうそれで十分で、それ以上に時間的切迫性を要求する必要はないという見解も有力に主張されている。警職法4条の限定的な解釈よりも広い範囲で、この「現在の避難」を肯定する余地を認めるという見解が、現在の学説上はかなり有力に主張されている。仮にこの見解に従えば、今回検討されている各種の問題状況において、「現在の危難」を認めること自体は可能である。

ただ、実際の裁判において現在の有力説が本当に採用されるのかは、なお不透明な状況であり、それゆえ仮に現在の有力説が今後、支持されるにしても、別途、鳥獣保護管理法において、こうした問題状況に対応し得る明文を設けることに大きな意義があると思われる。

- 次に、「やむを得ずにした」という要件について。「やむを得ずにした」要件の意義についても学説上、争いがあるが、当該避難行為をする以外に危難を回避する方法がないという意味での補充性が要求される点については、理解の一致がある。ここでは、行為の時点で、客観的状況を前提にして、実際にとられた避難方法よりも侵害性や、危険性がより低い避難方法がほかに想定し得るかというのが問題とされるが、実際のところ厳格な評価が

なされる傾向にあり、裁判例の中には、避難行為者にとって実行が不可能ではないといった程度の、要するに実行に相当な困難を伴うような手段でも、これも代替手段として取り得たとして、補充性を否定するといった理解を示すものさえある。

もっともこのような厳格な補充性の要求というのは、少なくとも流動的な状況で、迅速な判断を迫られるハンターや捕獲事業者にとっては酷であるように思われる。地域住民等の生命身体等の迅速な保護を可能にするという観点からは銃猟行為の必要性・相当性の内容を、緊急避難におけるやむを得ずにした要件よりも緩和する余地がないのかという点について積極的に検討する必要がある。

- 最後に「生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった」という害の均衡要件について。害の均衡要件は、その意義自体は一見すると明確だが、実際には、個別の事案における利益衝突の状況を踏まえて、被害の回復の可能性などの利益の具体的な性質だとか、侵害の程度だとか、侵害の実現の可能性だとかを考慮して、具体的に、害の程度を比較考慮する必要があるとされている。その判断は、それぞれの事案の個別具体的な事情に大きく依存するため、行為の時点で、見通しを持ちにくいのが現状である。

とりわけ、通説によると「生じた害」の評価については、実際に生じた結果が重視されるので、行為の時点での見込みと、それから裁判における害の均衡要件の評価にずれが生じることが生じうる。特に問題があるのは避難に失敗したケースや意図しない付随的な結果が生じたケースであり、これらの場合には害の均衡要件が否定される結果として、緊急避難の成立が否定される可能性がある。

このことは、行為者の立場から言えば、判断ミスに伴う法的責任のリスクを引き受けた上で避難行動に出なくてはならないことを意味し、こうした帰結は少なくともハンターにとっては非常に酷であるように思われる。「やむを得ずにした」要件で述べた点とも連続するが、地域住民等の生命身体等の迅速な保護を可能にするという観点からは、銃猟行為の相当性の内容として、緊急避難のような厳密な意味での害の均衡を要求するのは妥当ではないように思われる。

- 以上に述べたような点から明らかなように、緊急避難による対応には、特にその要件判断の難しさゆえに、迅速な安全確保措置等を不当に萎縮させる懸念がある。この点を踏まえると、鳥獣保護管理法38条の改正を検討するに当たっては、銃猟行為の時点での行為者の判断を一定程度尊重する方向で、緊急避難よりも要件を緩和する規律の可能性が模索されるべきであるように思われる。

そもそも緊急避難というのは、既存の法制度の想定を超える例外的な状況を規律の対象とする応急的な法理であり、警職法4条もその具体例の一つとも言えるが、今後も一定の頻度で将来的に生じることが懸念されていて、かつ類型的な把握が可能な今回の問題状況に対して、緊急避難による応急的対応を続けるのは健全ではないと思う。むしろ、鳥獣の保護・管理に関する基本法であるところの鳥獣保護管理法の改正によって対応するのが本筋

であり、緊急避難の法理はそういった法改正を必ずしも制限するものではないと考えている。

- 緊急避難の要件が限定的に解釈適用されてきたこと自体には十分な理由がある。検討に当たっては、そのような緊急避難の趣旨を没却しないように注意する必要がある。時間の関係で詳論はできないが、この点を考える上では、例えば、銃猟行為によって脅かされる生命身体等の法益と保護される生命身体の法益というのは、直接にはいずれも地域住民と捕獲従業者に帰属する点で、全く無関係の第三者に危難を転嫁するという、緊急避難が主に想定しているケースとは異なるということが挙げられる。
- また、銃猟それ自体の技術等に加えて、当該地域の実情についても専門的知見を有しているような捕獲従業者に銃猟行為の主体が限定される点も、素人の実力行使に伴う弊害を常に視野に入れておかなければいけない緊急避難と違うところであり、これらの問題点を検討する上では重要になるのではないかと考えている。

#### 伊吾田座長よりコメント

(伊吾田座長)

- 北海道及び本州においてクマ類等の住居集合地域等への出没や人身事故が増加していて、今後、さらに増加していく可能性があると思っている。そうした状況の中、一定の条件下で、住居集合地域等においてクマ類等を銃器によって捕獲することは、出没対応の有効なオプションの一つとなり得ると想定している。
- 資料4 論点①について、住居集合地域等での出没の現場では、社会的、生態学的な複数の不確定要素が存在することが想定され、それが流動的に変化したり、相互に関係したりし得るために、誤った対応等によって銃器の暴発、誤射、跳弾、矢先不確認等によって、関係者、第三者、器物等が被弾したり、対象個体に攻撃されたりする一定のリスクがある。一方で、多くの行政担当者や一般指導者は、専門的な訓練を受けていないため、場当たりの対応と不適切な銃器の使用はかえって危険となり、上記のような暴発等によって関係者等に対するリスクが高まる可能性がある。そうした場合に、住居集合地域で安全に発砲するためには、周辺の住居、農地、緑地、山林等の3次元的位置関係、バックストップの有無や形状、時間帯毎の対応方針等の、発砲できる時空間的条件の整理が必要だと考える。また現場における関係者の配置とか、第三者の排除、マスコミの制御の方法について検討が必要だろう。さらに、適切な銃器、装弾、照準器の種類についても検討が必要である。
- リスクを最小限にしつつ、捕獲を含む出没対応を成功に導くためには、地域における出没対応の体制整備も必須である。なお、捕獲はあくまで出没対応の一つのオプションであるため、総合的な出没対応の方策の中に位置付けるべきである。資料4のとおり理想的な出没対応のためには、専門性が極めて重要であり、出没対応を担う

人材、現場責任者と捕獲従事者は、十分に訓練される必要がある。責任の所在、役割分担、指揮系統が明確化されたものでなければ、複数の不確定要素が複雑に絡み合う現場を制御することはできないと考える。

現場責任者は、関係機関と調整し、現場の警察官と連携して、第三者やマスコミの制御を行い、捕獲従事者を指揮して、臨機応変かつ迅速に、捕獲を含む出沒対応全体を統括することが求められ、捕獲従事者は、対象動物等の生態、習性の知識、安全な銃の取扱、高度な射撃技術、冷静な判断力、関係者とも連携する能力が求められる。

- これらを踏まえて、安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドラインを作成し、関係機関の役割分担、指揮系統の明確化、関係者の訓練方法について例示すべきと考える。なお、関係機関である警察の関与は非常に重要と考えている。

(武田委員)

- 指揮に当たる者や実際に発砲する従事者の訓練が非常に重要だということは、北海道としても、各種の事例を調べた結果から非常に重要だと思っているが、実際にそれができないような小さな体制の町もある。訓練するにしても、例えば市の職員、町の職員も担当している者が2名しかいないとか、ハンターさんも4名しかいないとか、そういうところで確実なレベルアップを図るとするのは難しいと思うので、38条の改正に当たってそれに対応できるような仕組みを現場でも作っていく必要も議論する必要があるのではないかと。

(伊吾田座長)

- そういった市町村は多いと思う。そうした市町村にも、専門的な知識を持った者が配置されるようなことが理想。それで、なかなかすぐにはできない場合は広域で周辺市町村が連携するとか、あとは民間の専門業者さんと連携するといったことも考えられる。繰り返しになるが、長期的な制度の見直しということも非常に重要。
- 野生動物管理学教育のコアカリキュラムというモデルも今、国も支援して進められているところなので、そういったところとの連携というものも人材の確保、人材の育成に非常に重要だと考えている。

#### 【議事4 その他】

環境省より次回のスケジュールについて説明

以上